



シニア向け情報

要介護認定高齢者の方へ
「障害者控除対象者認定書」を交付しています

本人または扶養を受けている方が障がい者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障がいの程度が障がい者に準ずる

●特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方
	(2) 身体障害者(3～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の方
	(2) 身体障害者(1～2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
	(3) 寝たきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

(注) 障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による

ものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次のすべての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

対象
・ 65歳以上の方で、要介護1か

ら5のいずれかの認定を受けている方

・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方

・ 介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準(左表)である方

申請に必要なもの

・ 印鑑

・ 申請者の身分を証明するもの

認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定時の認定調査票を基に認定します。
※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先

役場 民生課
内線158

シルバー人材センター
新規入会説明会

とき 1月9・23日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター

2階会議室

対象 60歳以上で町内にお住まいの方

問合せ先

シルバー人材センター
☎(443)1680

シルバー人材センター
施設等の清掃会員募集

対象 60歳以上で町内にお住まいの方

作業内容

・ 公共施設の清掃
・ マンション等の清掃

問合せ先

シルバー人材センター
☎(443)1680